

## 農政産業観光委員会会議録

日時 平成25年3月7日（木） 開会時間 午前10時03分  
閉会時間 午後3時31分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一  
副委員長 望月 利樹

委員出席者 高野 剛 浅川 力三 棚本 邦由 前島 茂松 森屋 宏  
齋藤 公夫 大柴 邦彦 樋口 雄一

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 加藤 啓 農政部次長 山里 直志 農政部次長 興石 隆治  
農政部技監 小沢 和茂 農政総務課長 橋田 恭 農村振興課長 小幡 保貴  
果樹食品流通課長 西野 孝 農産物販売戦略室長 小野 光明  
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 樋川 宗雄  
担い手対策室長 相川 勝六 耕地課長 山本 重高

公営企業管理者 後藤 雅夫 企業理事 西山 学 次長 渡辺 祐一  
総務課長 二茅 達夫 電気課長 仲山 弘

議題 （付託案件）

第33号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件  
請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採  
択を求めることについて

（調査依頼案件）

第15号 平成25年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関  
係のもの、第2条継続費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担  
行為中農政産業観光委員会関係のもの

第20号 平成25年度山梨県農業改良資金特別会計予算

第28号 平成25年度山梨県営電気事業会計予算

第29号 平成25年度山梨県営温泉事業会計予算

第30号 平成25年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依  
頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。  
また、請願第23-6号については、継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、企業局関係、産業労働部・労  
働委員会関係、観光部関係の順に行うこととし、午前10時03分から午後2時  
09分まで（その間、午前11時59分から午後1時03分まで、午後1時04  
分から午後1時05分まで、午後1時07分から午後1時08分まで休憩をはさ

んだ）農政部関係、休憩をはさみ午後2時30分から午後3時31分まで企業局関係の審査を行った。

産業労働部・労働委員会関係、観光部関係、企業局関係（7日が審査未了のため）については引き続き8日に審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

※第15号 平成25年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条継続費中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政産業観光委員会関係のもの

（農業参入企業新部門チャレンジ支援事業費について）

望月副委員長 課別説明書41ページなのですが、4のマル臨の農業参入企業新部門チャレンジ支援事業費、緊急雇用の6,500万円について質問したいと思います。

先ほど概要の説明があったんですが、この事業の全体のスキームをもう少し具体的に詳しく教えていただけますか。

相川担い手対策室長 委員から質問がありましたこの事業ですけれども、実施期間は、最大10カ月を予定しており、離転職者を新規に雇用して、その間、農業法人や先進経営体の実際の経営のもとで実践的な農業技術とか経営の方法を習得する、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJT研修を通じて、新しい部門の創出や、規模拡大のためのニーズというのを見つけていただいて、事業終了後には正規雇用につなげるというのが、このスキームになっております。

望月副委員長 対象企業があると思うんですが、対象があるのか、ないのか。ある場合、どのような企業が、対象になるのですか。

相川担い手対策室長 現在、企業参入しているところは70ぐらいあるんですけれども、この事業の対象にする企業は、県内外から本県で農業に参入した企業と、それから既に他県で農業に参入したけれども、新たに本県に進出した企業が対象となります。

望月副委員長 この緊急雇用の人数的な部分は何人を予定されているのですか。

相川担い手対策室長 総枠20名を予定しております。

望月副委員長 20名ということで、事業費の使途というか、どのようなものに使うのか。その辺の、ある程度縛りがあるのかどうか。

相川担い手対策室長 事業費の使途ですけれども、当然、緊急雇用ですので、新規雇用者の賃金。これは、最大10カ月を予定しております。

それから、社会保険などの事業者負担分、雇用者のスキルアップのための研修費用、研修先への謝金、研修のための例えば剪定ばさみなどの道具類。これは、単価が3万円以内を予定しております。

それから、研修先への旅費。その他、研修に必要な消耗品など、おおむね、合わせて1人300万円程度ということになります。

望月副委員長 緊急雇用事業というのは往々にして事業の啓発と支援をしているが、終了したときにはつながらなくて離職してしまうとか、そういったことが結構耳にされます。事業終了後に、この事業をどういうふうにやっていくのか、効果を含めてお聞かせいただけますでしょうか。

相川担い手対策室長 この事業が終わった後、金の切れ目が縁の切れ目にならないよう、正規雇用につながるように考えております。雇う側でも、収入がないと賃金が出ないということで、農業参入企業の課題としまして、参入して数年というのは、栽培管理者として新しく雇用した人の技術のレベルというのがなかなか上がらないということで、生産が思うように上がらない。しかし人件費は払わなければならないということで、参入企業の経営を圧迫しているという実態があります。

この事業というのは、新規雇用者の技術習得に関する人件費などの必要経費を助成しまして、事業終了後には一人前の技術者として農業生産に従事できるように育成して正規雇用につなげるというものですので、企業にとっては即戦力となり得る技術者として育成する研修期間中の人件費を軽減できるというメリット、それから新規雇用者については、生産技術者としての確実な技術の習得というのが、その後の正規雇用につながるといった、双方にメリットがあるということで、正規雇用につながるものと考えております。

（やまなし農業6次産業化等のチャレンジ推進事業費について）

大柴委員 農の10ページ。マル臨、緊急雇用のやまなし農業6次産業化等のチャレンジ推進事業費、1,260万円についてお聞きしたいんですけども、6次産業化というのは、農業者が生産した農産物を加工して付加価値をしっかりとつけて、さらに直接販売等をして収益性を高めることなどによって農業者の所得の向上や、そしてまた地域の活性化につながるものであると考えているんですけども、今般の緊急雇用創出事業は雇用の確保を目的としていますが、その事業を活用して6次産業化の推進に向けて、どのような取り組みを想定しているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

西野果樹食品流通課長 農業法人なり6次産業化に取り組みたいという方々は、販路やどのようなものを開発、加工品等したらいいのかということを悩んでおり、人材が足りないということがあります。そのため、農業生産とは別に、6次産業化の取り組みを進める上で、必要な人材を確保して、そういう方々に、課題であります加工品の試作や販路、あるいはニーズ調査などをしていただいて、初期の段階の6次産業化の取り組みをスムーズにさせていただくため、この事業を組んでいます。

大柴委員 販路の拡大とか、そういうことはいいんです。1,260万円の予算ですが、それで、何社とか、人でいいますと、どのぐらいを予定しているんですか。

西野果樹食品流通課長 対象事業者数とすると、3事業者を想定しております。1事業者、雇用人数とすれば1名程度ということで、400万円程度で3事業社、1,200万円強ということを想定しております。

大柴委員 わかりました。6次産業化を推進するには、農業者が加工業者等と連携するなど、継続した取り組みが必要だと考えるわけですけども、緊急雇用創出事業というのは、短期的な事業なわけですので、どのように6次産業化につなげ

ていくのかというのは、かなり私としては疑問に思うんですけど、その辺のところの見解を教えてください。

西野果樹食品流通課長 この事業につきましては、確かに委託するといいますか、お金を払う期間は1年ですけれども、6次産業化の取り組みに専念をしていただいて、その間にいろいろ知識、技術を習得していただくと。その後は、原則継続雇用でつないでもらうという形になっていまして、研修に取り組んでいる間につきましては、6次産業化を支援するために農務事務所には地域の指導班というのがありますし、サポートセンターというのが中小企業団体中央会にありますけれども、そこにはプランナーという方も置いていますので、そういう方々のアドバイスも受けながら1年間しっかりやっていただいて、その後は、その事業者が継続して、取り組んでいただく、勤めてもらうということを想定しています。また、そういう取り組みが定着して、その取り組みが拡大するようになれば、また新たに雇用も生まれるということで、そういうふうな流れになるように、しっかり事業推進をしていきたいと考えております。以上でございます。

大柴委員 そうですね。さっきの話じゃないですけども、金の切れ目が縁の切れ目じゃないですけど、1年間だとなかなか、6次産業というのは難しいものだと私たちは考えておりますので、やはり製品も1年に1回の商品だとか、そういうのがたくさんあると思いますから、何とか、先ほど言った指導班ですか、そういう方たちといろいろ協議をして、長く継続ができるように、ぜひ指導していただきたいなと思います。

（山梨県馬術技術事業費について）

農の21ページの山梨県馬術競技場事業費の関係費1,880万6,000円について質問させていただきますけれども、北杜市小淵沢町にあります県の馬術競技場は、かいじ国体のときの馬術競技場として整備されまして、施設の運営管理は公益財団法人山梨県馬事振興センター等が行って、またあわせて当施設を活用して、乗馬振興を図るための事業に取り組んでいると聞いていますけれども、具体的にはどのような取り組みをしているのか、伺います。

桜井畜産課長 この法人は県と旧小淵沢町と県馬術連盟が出資した法人ですけれども、主な業務は、県有馬の飼育管理と調教です。

2点目は馬事技術の普及奨励ということで、国体競馬選手やジュニアの強化選手への施設開放とか、あるいは指導です。

また、全日本クラス的全日本ジュニア障害馬術ですとか、全日本総合馬術といった大きな大会を初め、県内や関東関係の大きな大会を20ほど年間行っております。

さらに、優良馬の繁殖やその育成、調教を行い、それを地域に供給しているということも主な仕事です。

大柴委員 私、馬事振興センターが、こうした事業を通じて乗馬の普及や選手強化、乗馬用の馬の育成など、乗馬振興に取り組んでいる成果とか、これを行うことによって毎年の国体等で山梨県が上位の成績を上げているという成果につながっていると思っているんですけども、小淵沢の馬術競技場で毎年行われています北杜市の夏祭り、八ヶ岳ホースショーというのがあります。私も何回か見に行かせていただいていますけども、県内外から大勢の観光客が来て、非常ににぎ

わっているわけですし、全国、広しといえども、これだけ調教された馬と人馬一体となったショーというのは、なかなかほかには見られないなと思っています。

乗馬はスポーツとしての競技やレクリエーション等々、本当に地域の観光資源にも大変役立っているわけです。小淵沢とか、この北柱市はそうなんですけれども、かいじ国体から25年もたっており、施設の老朽化等も大分進んでいるということですので、県では、これまで乗馬振興や施設整備等にどのような支援を行ってきたのか、伺います。

桜井畜産課長

今、御質問ありましたように、国体をする折に基本的な施設は整備をしているわけですけれども、この競技場の機能強化を図るために、馬の温泉施設とか、あるいは野外障害施設、トレッキングコース、こういったものを国や中央団体、中央競馬等の益金を使いながら、なおかつ県も助成して、計画的に整備を行ってまいりました。

また、運営をするということで、なかなか厳しい状況もあるんですが、運営費についても一部助成を行っております。

施設も大きく、22ヘクタールほど競技場も広さがありまして、施設だけではなくて、野外の障害だとか、あるいはホーストレッキングコースも5キロ、10キロというふうなことで、広いコースになっています。そこも整備していかなければいけないということで、今回、こういった緊急雇用で、人海戦術じゃないんですけれども、そういった馬道の整備でありますとか、選手が安全に競技ができるように事業を導入して整備を行っているところであります。

あと、今、委員がおっしゃったように、観光的な施設ということで、大勢の方も来られるわけですが、全日本クラスの大会もありますので、施設はある程度整備しておかないと、そういった利用も落ちるとということで、これからも計画的に整備を行っていききたいというふうに考えております。

大柴委員

これまで県が支援していただいて施設等の整備が行われたことは、よくわかったんですけれども、先ほど言いましたように、臨時のこの野外整備場ですか、やはり、これも毎年少しずつやっておけば、それだけ負担も大きくならないわけですから、少しずつの予算をつけて、まずやっていただくのと、あと乗馬振興や地域産業化を活性化の上では、県のこの馬術競技場が果たす役割というのは大変大きなものだと考えておりますので、この競技場の機能を低下させないためにも、計画的な施設改修は必要だと考えております。今後、県ではどのように取り組んでいくのか、最後に伺います。

桜井畜産課長

今までも支援をしてまいりましたけれども、今後とも、いろいろな国の事業でありますとか、そういったものも活用しながら、県としても計画的に必要性や状況を見まして支援をしてまいりたいと思います。

今回の緊急雇用事業のように、もしそういった事業が活用できる場合は、積極的に取り入れて、雇用の場を創出しながら、こういったことにも、あわせて取り組んでまいりたいというふうに考えています。

（鳥獣害防止対策総合実践事業費について）

棚本委員

農の32ページ、鳥獣害防止対策総合実践事業について、冒頭、部長の説明の中で、議会の提案を受けて、鳥獣害の関係にいろいろと積極的に取り組んだとの説明がありました。本当に提案を受けて、受けただけではなくて取り組むという姿勢については冒頭、高く評価をいたしたいと思います。

今、鳥獣害の説明を聞いていて思い出したんですが、十七、八年前ごろ、私も市議会に所属していたころ、まだ地元の地区ではトウガラシ爆弾やバナナを使って、何とか共存をしながら、鳥獣害の対策ができないかと、対策が練られておりました。そのころは、こんなに大きな行政の課題になっていくとは、まだまだ想定しておりませんで、ただ目先の対策をしていけば、何とか地元地域の問題だけでおさまるだろうという市議会の立場で動いた経過を思い出しました。いつの間にか県レベルの、あるいは国レベルの大きな課題となってきたことで、私自身も戸惑いを感じております。

そこで、今度の幾つかのマル新の事業についてお伺いしますが、まず地域で防ぐ鳥獣被害防止支援事業費が盛られておりますが、ここの中で、意識啓発を図る集落診断の実施に対して助成をするという説明書きが付されております。振り返ってみて、各地域でこれまでも、この実態把握に努めてきたと思っておりますが、改めて、この集落診断。簡単なことではないと思いますが、集落診断によりまして、どのような効果があらわれると思っておられるのでしょうか。まず冒頭に伺います。

樋川農業技術課長 現状ですが、個々の農家では当然、自分の畑の被害実態というのは承知をしていると思えますけれども、地域全体として面的に捉えてみますと、例えばどういうルートでけものが侵入し、どういう動きをするのかなどを含めまして、意外と把握されていないことが多い実態にあるかと思えます。

今回の集落診断という方法によりまして、その地域における弱点ですとか、あるいは必要な対策、侵入防止さくをどうやったら効果的に張ることができるのか。その他、追い払いの方法など、必要な方法が明確になってくると思えます。地域ごとの被害状況に応じた、より効果的な対策がとれるということが1点、効果として挙げられるかと思えます。

また、あわせまして、住民ぐるみで協力して守っていこうという意識といいますか、そういったものが醸成されるということも1つ効果として出てくるかと思えます。1人では、意欲の減退とか、諦めとか、そういった形にもなってしまいうけですけれども、住民みんなでやっていくことによって、前向きにやっていくことができるという、そういう雰囲気づくりを、この事業でやっけながら、県としても積極的にこ入れしていきたいというふう考えています。

棚本委員

今、課長の説明の中で、確かに私ども、耕作放棄地に近いところを懸命に放棄地にしないために、結構、高齢の方が手を出していても、その先から鳥獣害に遭うと、やっぱり、1人ではくじけるんですね。大勢の仲間がいて、一緒に何とかこの地域を守っていこうじゃないかという連携の中で、農の部分でもあるし、地域が、限界集落に近いこの地域を守っていこうという、こういう意識の醸成も行われるという、大きな効果があります。

そういう意味で、集落診断によって、改めてそういう意識を啓発したり、あるいは、もちろん農も本来の効果があらわれること、これは目からうろこで、やはり今、改めて、この集落診断をするんだということは大事なことだと思います。

集落診断、簡単なことではないと冒頭申し上げましたが、集落診断の結果は、確かに単体の集落にも生きるわけですが、これらデータを、そんなに高度なものでもなくも、データベース化することによって、いろいろな地域や、多くの1つの固まりの中での鳥獣害の動きもわかると思えますが、これらについては、どうお考えになりますか。集落診断の結果をどう生かすかというのは。

樋川農業技術課長 こういった形で集落診断をそれぞれやっていきますと、地域ごとにどういう問題があるか、どういうやり方をやったらいいか。また、それをやった結果どうなったかというデータが蓄積されてくるというのは委員御指摘のとおりです。それらのものを、県がデータベース化する、あるいは地図に落とすなど、いろいろな形で広域的に活用できるような仕組みをつくって、その地域だけじゃなくて全体に広げ、有効に活用していくということは、この集落診断の手法の中でやっていきたいと考えております。

棚本委員 ぜひ、その点もお願いいたします。1人だとくじけるという話が出ましたが、市町村だけでもくじけるんです。いろいろな地域ごとに連携がとれば、そういうときに、近隣も同じ苦勞を背負っているとか、あるいは同じ対策、共通した課題と一緒に背負っていけるという、こういうものがあれば、ちょっときれいごとの発言かもしれませんが、本当にくじけずにすむと。これ、かなり息長くやっついていかないと一朝一夕、特効薬というのは、私ども18年前を思い出してみても、ないわけでありますから、本当に息長く、そういう意味で、民間が頑張っても、やはり行政がある程度指導していただかないとくじけていきます。この集落診断、期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、集落診断と並行して、やはりマル新、鳥獣害対策指導体制整備事業費が盛られております。これ、少し読みますと、集落リーダーとか技術指導員に対する研修会等々うたってありますけど、まず、この専門員というか、技術指導員という方は、どういう措置をされておられるのか。

1問1答が原則ですが、あわせて。専門員とか技術指導員もですけど、やっぱり対策の一線での担いは農家の方だと思うんです。こういう方に対する技術普及とか、あるいは知識の普及というのはどう考えるのか、お聞きをいたします。

樋川農業技術課長 今回、新たに専門員ということで県が、この鳥獣害対策について豊富な専門知識を有している、また最新の対策情報を持っているというような方を委嘱しまして、その指導体制を強化していきたいということを考えておまして、例えば県内に鳥獣害対策の専門集団として活動しているNPO集団の方々がございますので、そういった職員の方ですとか、あるいは捕獲技術の専門家で、環境省のコーディネーターとしても認定されている方がおりますので、そういった方を候補として、専門員という形で委嘱をしたいと考えています。

それから、技術指導員というのは、実は農協とか市町村、それから県の出先の職員に鳥獣害対策についての知識とか技術、そういった研修を行い、地域に対する指導助言ができる体制を既につくっています。そういった方々の資質向上も、この事業の中でやっていきたいということです。

最後に、農家の方にも具体的に知識をふやしていくようなことも必要じゃないかという御指摘ですけれども、そのために、今回この事業の中で集落リーダーの育成ということで、集落の中心となって対策を講じていただくような方に対しての研修。具体的には知識とか、あるいは具体的な捕獲の技術ですとか、そういったものの研修を行い、集落リーダーとして育成するというのも、この事業の中でやっていきたいと考えています。

棚本委員 わかりました。今、専門員として委嘱される想定の方をお聞きして、確かに、とかく別な分野ですと、専門員というと知識だけの方が集まるという偏る傾向もあるという指摘を私も前から知っておりますが、この分野に関しての専門員

に関しては、確かに本当に専門に精通していないと、まるきり精通していない方が委嘱されたとしても、やっぱり難しい分野かなと思いますので、そういう意味で、NPOを初め、今、課長が答弁された想定は、私自身は、そういう想定でよろしいんじゃないかと思います。

あわせて、集落リーダーを養成していくんだという、これも同時に大事な問題だと思います。どちらか片方だけですと、どうしても、うまく回らないような気がしておりますから、この予算書の説明を見て、先ほど聞いて、両方、うまくかみ合えば大きな効果が発揮できるのかなと、純粋に、率直に、こんな期待もしておりますので、この辺も、ぜひ行政としても設定して、後の流れも注視していただきながら、効果的な事業が推進されるよう願います。

最後に、私ども、今までの既存の鳥獣害防止対策の事業の流れも見てまいりました。そして今回、議会の提案も受けてということで、力強くマル新もさまざま組みまれておりますが、やはり、今までのものも、せっかくやってきたことですから、マル新とあわせてやっていくことによって大きな事業効果が発揮できますし、今まで血税を使った事業というものが無駄にならないためにも、両方を組み合わせていく必要があると思います。マル新だけ先行して前のものが切り捨てられてもという懸念もありますが、この考えについて伺いたいと思います。

樋川農業技術課長 委員御指摘のとおり、今回の事業、集落診断を中心に被害防止活動を積極的にやっていこうという集落に対して、こういったことを促進させていきたいということですが、既存の防止さくの整備ですとか、おりやわなの導入、そういった事業とリンクをさせてやっていくことによって、より効果が高くてできるというように考えています。こうしたことから本事業、この集落につきましては県としても集中的にいろいろな施策を導入していきたいと考えております。

（農地利用集積円滑化促進事業費について）

齋藤委員

農の4ページの農地集積のことをちょっとお尋ねしたいのですが、専業農家を育てるということは大事なことです、なかなか農地を集積するということは難しいことでありまして、特に農業を放棄しようという人が自分の隣にあれば、もちろん集積しやすいわけですが、耕作放棄地というようなものは、自分の耕作しているところと遠隔にあると、なかなか集積が難しいというようなことが言われております。

ここにあります農地の調整員、市町村の事業だと思うんですが、これはどういう人が集積調整の仕事、どんな形でしているのか伺います。

小幡農村振興課長 委員御指摘のとおり、農地の利用集積は非常に大切なことだと思います。それで、農地集積円滑化団体というのを全県下につくったわけですが、農地の調整員というのは、具体的な事務等々をやっていく職員を円滑化団体等の中へ配置しまして、県から事務費、人件費等々の補助をしているということです。それからもう一つ、前にもちょっと御紹介したんですが、農地集積の推進員という方を、現在、県下に617名配置しまして、この方々は、地元の農業委員さんのOBの方とか、あるいは農協のOBの方とか、あるいは篤農家の方々という方をお願いいたしまして、この方々が、市町村やJAに設置された円滑化団体の方へ情報をつなげましてマッチングをする。そして、その後、具体的な事務処理ですね。もろもろの基盤強化のための基金の事務手続等々を、この調整員がやるということで、今お願いしているのはJAのOBの方とか、ある

いは県のOBの方とか、そういった方を円滑化団体へ配置しております。

齋藤委員　　そうすると調整員というのは、要するに事務職という解釈でいいわけですね。六百十何人の推進員というのは、この事業の予算の中に、入っているんですか。

小幡農村振興課長　調整員につきましては、先ほど委員がおっしゃるとおり、事務職員です。それから、推進員につきましては、この方々には県からは具体的な手当等々は出ておりません。純粋なボランティアでお願いしております。地域の篤農家の方々とか、農協の旧理事さんだったり、あるいは理事さんだったりですね。要するに、地域をまとめる、あるいは地域の情報が十分その方に集まってくるような方々をお願いしているという状態です。

齋藤委員　　そうすると、現在、市町村の事務を担当している職員がいますね。その人が別な形で調整員として、独立した仕事をしていくという解釈でいいわけですか。現在の市町村の職員と調整員の関係はどうなるのか。補助の出し方はどうなんですか。

小幡農村振興課長　円滑化団体につきましてはJAもしくは市町村が円滑化団体になっておるわけですが、基本的には、新たにこの農地集積によって生じた事務をするということですので、基本的には新たな人間ということを考えております。

齋藤委員　　わかりました。新たな人員を採用して当たっていくという解釈でいいわけですね。

それでは、次にこの集積のアドバイザーですね。アドバイザーというのは、誰が、アドバイザー役を担っているということですか。

小幡農村振興課長　このアドバイザーの役割というのは、県下の円滑化団体に配置するところの調整員等、あるいは、調整員がないところにつきましては市町村の職員などもいるわけです。これらの方々に、例えばもろもろの農地集積の具体的なノウハウ、事務手続等々を教える役目となります。これは現在、山梨県農業振興公社に1名配置いたしまして、アドバイザーとして県下の円滑化団体の指導や、円滑化団体の調整員等との連絡調整、指導等を行っております。

齋藤委員　　そうすると、この457万5,000円は、そのアドバイザーに要する賃金という、解釈でいいわけでしょうか。

小幡農村振興課長　はい。アドバイザーの賃金及びアドバイスするための事務費ということです。

齋藤委員　　わかりました。県下を調整したり、指導していくので、1人のアドバイザーで果たしてどれだけの任務が果たせるかということは甚だ、僕ら見て、ちょっと形だけのような気がするわけですが、これは積極的にやっていかなければ、農地を集積するということは大変なことだというふうに思うわけですよ。そういう情報を収集するところから始まらなければならないことですから、頑張ってもらいたいというふうに思います。

（農地集積協力金交付事業費について）

それから、集積の交付金関係がありますね。これは貸し手に交付するものだ

と解釈しているわけですが、例えば10アール当たり均一で、幾ら貸し付けた人には貸付金、奨励金を差上げますよという形となっていますか。

小幡農村振興課長 農の4の農地集積協力交付金というふうに捉えましたけれども、この交付金につきましては、農業をやっていたんだけども高齢によって、もう農業をリタイアするような場合に、5反歩の農地があったんだけども、そのうち1反ぐらいは自分用の野菜畑として残して、残り4反を人・農地プランに位置づけられた担い手の方へ、農地を貸した場合、貸した面積により30万円から70万円の交付金が、お貸しになる農家さんに出ます。

齋藤委員 そののリタイアする人の農地ですから、当然、もう農業をしないということになるわけですが、そうすると、その借りる人との権利関係は、どういう形で結ぶわけですか。

小幡農村振興課長 我々が想定しているのは、先ほどから申し上げております農地集積利用円滑化団体が利用権等々を設定しているというふうに考えております。公的な機関、円滑化団体が間に入って円滑に貸借あるいは売買等々を進めると。

齋藤委員 そうすると、円滑化団体への費用というのは、その個人の方が支払うのか。要するに設定する経費がかかりますよね。それは、やっぱり農地を借り入れる人が全て負担し、それに対して、補助をしていくという考え方でいいわけですか。

小幡農村振興課長 利用権設定をするためにかかる費用ということでございましょうか。

齋藤委員 そうです。

小幡農村振興課長 基本的には、円滑化団体の事務手続等々はかなり代行していく格好になります。ただ、最低限かかる費用等々はあります。本来であれば借り手側が負担という話になるかと思うんですけども、大方の事務にかかる手続は、円滑化団体の、先ほど申しました調整員がお手伝いいたしますので、自分でやるよりははるかに、従来の方法よりははるかにリーズナブルに、円滑に話が進むと思っております。

齋藤委員 それから、この下に分散錯圃解消協力交付金がありますね。これはどういう形の補助金ですか。内容を教えてください。

小幡農村振興課長 この分散錯圃というのは、要するに担い手が面積を集積する場合に、分散してある農地を有効に使うということで、先ほどの農地の経営転換の協力金は、リタイアしなければならない。要するに、農業をやめて、あらかたの農地を担い手に貸すなどしなければなりません。担い手の近くにある土地について、例えば1反ぐらいであっても、面積が少なくても、自分はまだ農業をしているんだけども、担い手さんの近くにある畑を担い手さんに使ってもらおうというようなときにつきましては、これは金額としては少なく5,000円になりますけれども、貸し手側に交付するという制度です。

齋藤委員 その5,000円というのは、1回限りという解釈でいいわけですか。

小幡農村振興課長 そうです。1反歩当たり1回5,000円ということです。

（やまなし農業ルネサンス総合支援事業費について）

齋藤委員 次に、山梨の農業ルネサンスの関係をお聞きしたいわけですが、担い手が育つ高収益な農業を進めていくための費用だと思うわけですが、この事業の推進方法というか、どういう形で進めていくのか内容を教えてください。

小幡農村振興課長 これは県単事業になりますけれども、まず県なり市町村から各農業者の皆さん方に事業制度、これは周知されているはずですが、周知いたして、前年度に、私のところじゃこんなことをやりたいんだよという意思を各市町村へ上げていただく格好になるかと思えます。市町村では各農務事務所へ、その計画等、意向をつなげていただきまして、それを基本的には予算化して事業実施をしていくということになります。

齋藤委員 その事業実施していくものに対して、この補助金というものを交付していくという考え方でいいわけですか。

小幡農村振興課長 そうです。計画書を出していただきまして、その計画が地域の振興に役立つと認められることであれば、その事業に対して補助金を出してまいります。

齋藤委員 この3,200万円というのは、何かの実績に基づいた予算なんですか。

小幡農村振興課長 現在盛ってあります3,200万円というのは、来年度事業に対して、本年度、各町村から聞き取り等をする中で、予算の枠もありますけれども、この中から最大限の事業を拾い上げるということで、事業費を計上しています。

齋藤委員 市町村の情報を収集して、それに基づいて、3,200万円という予算を計上したということですね。そうすると、市町村の要望ということであれば十分活用できるものだというふうに思いますが、担い手をしっかり確保していくということは大事なことです。こういう事業をしっかり活用しながら育成に努めていただきたいというふうに思います。

（やまなし有機の郷づくり推進事業費について）

次に、有機農業の関係でちょっとお尋ねしたいわけでありまして。

農の32ページ。やまなし有機の郷づくり推進事業になります。この有機の郷というのは、山梨県全体を指しているのか、ある一定の地域を絞って指しているのか。その辺をまずお聞きしたいと思います。

樋川農業技術課長 山梨県全体を有機の郷というように言っていきたいと考えています。

齋藤委員 山梨県全体を有機の郷として位置づけるためには、現在、じゃあ、ここに67万2,000円の予算が盛ってありますが、山梨県全体の現在の農業で、どれだけ有機農業として取り組んでいるのか。そのパーセントと、全体の戸数をお聞かせ願いたいと思います。

樋川農業技術課長 現在、県全体で100戸程度でして、パーセントにすれば0.何%というような位置づけになるかと思えますけれども、将来性等も考えながら有機の郷づくりを進めていきたいと考えています。

齋藤委員

県下で100戸で、それを果たして有機の郷といって消費者に向けて発信できるかということなんです。山梨県全体を有機の郷というからには、山梨県全体の農業が、少なくとも50%以上は有機づくりで農作物をつくっていますよということであれば。果たして0.何%で有機の郷という表現が使えるのかどうかということ、私は甚だ疑問に思っているんですよ。

では、667万2,000円という予算を、どういう形で使っていくのか。その100戸だけの農家のPRをするために使うのか。それとも、もっと、山梨県全体の有機農業を推進するために使っていくのか。その辺を、ちょっとお聞かせ願いたい。

樋川農業技術課長

有機の郷づくりということですが、将来の山梨県を考えますと、高品質ということに加えて、やっぱり環境に優しいというイメージをつくりながら農業の方向性を出していくことは非常に重要だと考える中で、この有機の郷を進めていきたいということですので、現状、まだまだ少ないということですが、特に北杜市方面で、新規就農者の約2割ぐらいは、こういった方向も目指しているという状況もありますので、そういった動きを先取りしながら、こういった有機の郷づくりを進めていきたいというふうに考えております。

齋藤委員

そうすると、一応限られた人の育成という解釈ですね。農業というのは全て土づくりから始まるということが言われていますが、今、やっぱり兼業農家もふえて、なかなか堆肥を使って農作物をつくるということが非常に難しい時代を迎えておるんですよ。以前は土づくりのために堆肥場の補助制度もありました。堆肥をつくって、できるだけ土づくりに専念しようということをしたわけです。しかし、一部の人たちだけに推進でなくて、やっぱり山梨県農業というものを全体に有機でうまい果物をつくるとか、有機栽培で良質の野菜栽培をするとか、そういうことをしっかり、推進していかなければ、私は、もし消費者に向けて山梨県全体が有機の郷だなんていったときに、消費者が来て、0.何%、100軒しかつくっていないということになると、かえって私は、山梨県の農産物の信頼性を落としてしまうというふうに思うんです。その考えについてはどうですか。

樋川農業技術課長

有機の郷づくりということですが、先ほどちょっとお話ししました有機農業ということに加えて、やはり環境保全型農業。要するに環境に優しい農業と言われている部分につきましても、あわせて考えていきたい。そういう意味では、もう少し広がりを持った考え方になるかと思えますけれども、そういった環境に優しい農業を進めていく山梨県というイメージをつくっていくということは、今後将来に向けては非常に重要なことと考えておりますので、こういった方向を少しでも広げていくように、先ほど委員御指摘のあったように、土づくりを初めとして技術的な対応というのは非常に重要ですので、こういった対応につきましても、予算とか、マンパワーも含めまして、対応していきたいと考えています。

齋藤委員

とにかく、そうするのであれば、670万円ばかりの予算でなくて、もっとしっかり予算つけて、山梨県全体が、先ほどの有機の郷と、思い切って消費者に向かって情報発信できるために、来年度から、どうでしょう。この10倍ぐらいの予算をつけて本格的に頑張るという気持ちはないですか。

樋川農業技術課長 委員の御指摘、確かに力強いお言葉をいただきましたけれども、ここに掲げている予算以外にも、有機の関係の試験研究ですとか、いろいろな形で県としても積極的に有機の郷づくり、有機農業、それから環境保全型農業につきまして進めていきたいというふうに考えています。

齋藤委員 有機の販売もあります、本当に有機栽培でつくった農産物ということになれば、消費者はわかっていますから、宣伝なんかしなくたって売れるんですよ、実際。こういうやり方よりか、むしろ、もっとマスコミを利用して、例えばテレビのコマーシャルでも使って、消費者にどーんとPRしていけば。こそくな販売方法なんかとって、消費者にはあまりぴんとこない。どうですか、その辺の考え方は。

樋川農業技術課長 有機農業を進めるについて、やっぱり技術と販路というのは非常に重要だと考えています。技術は当然進めていくということですが、販路につきましても、現状なかなかミスマッチといますか、簡単には売れていかない部分もありますので、その辺も、力を入れていかないと、有機農業を進める環境づくりという点では片手落ちになってしまうと思いますので、販路についても、力を入れてやっていきたいと思います。

齋藤委員 むしろ、本当に有機でつくっている農産物だということになると、逆に消費者を栽培している農家のほうに連れてくると。そして、実際、目で見て、本当に有機栽培でつくっているということを消費者にわかってもらうことのほうが私は大事なことのような気がするんですよ。そういう考え方はないですか。

樋川農業技術課長 この32ページのところにやまなし有機の郷フェア開催事業というのがありまして、これは県内の量販店に有機の専門コーナーを設置してPRしていくこととあわせて、24年度にも実施をしていますけれども、いちやまマートさんで専門コーナーをつくっていただき、そちらでオーガニックツアーというのをやっていただいています。これは消費者を募りまして、北杜市の農家のほうへ実際に行っていただいて、料理したものを食べていただくというようなことも、やっぱりやっていかないといけないなということで、それはその事業の中で実施しています。

齋藤委員 そうすると、0.2%ぐらいですから、ほとんどは県内の消費者対象として考えているという解釈でいいわけですか。

樋川農業技術課長 県内消費者だけじゃなくて、当然、首都圏の消費者もターゲットといますか、そういった形で考えていますし、今回、有機の郷フェアの事業の中でも首都圏ですね、量販店の中に有機農産物の専門のコーナーを25年度には設置をしていきたいというように考えております。

齋藤委員 首都圏までPRしていくということになると、私は、やっぱり供給が間に合わないと思うんですよ、0.2%ぐらいの生産量だと。だから、もっと本格的に取り組んでいくという姿勢を持ってやっていかなければ、山梨県の農業なんてやがて枯れてしまいますよ。私はそう思っている。

だから、さっき申し上げましたように、もっと思い切って予算をつけて、しっかりPRしたり、しっかり生産者が安心して耕作すれば、やっぱり売ってくれるという、そういう道も、僕は開拓してもらいたいと思っているんですよ。

そういう意味で、どうですか。決意のほど、ちょっと一度聞かせてください。

樋川農業技術課長 知事も、この有機の郷づくりにつきましては非常に力を入れてやっていきたいというようにおっしゃっておりますし、予算の金額云々は別といたしまして、県としても総力で有機農業、それから環境保全型農業につきましては支援をしていく、一緒になってやっていきたいと考えています。

齋藤委員 とにかく知事が、有機の郷づくりということを公言しているからには、知事の顔を潰さないように、ひとつ、しっかりやってもらいたいということを申し上げまして終わります。

樋川農業技術課長 委員のきょう御指摘の内容につきまして、また検討いたしまして、さまざまな形で具体化していきたいと考えています。

（休 憩）

（担い手育成確保対策費について）

前島委員 私どもメンバー最後の委員会でございますので、山梨の農業の現状と感じていることを含めて、所管課の課長さん、室長さんにちょっと、午前中の質疑にも関係しますけれど、お尋ねをしたいと思います。

私どもが見る山梨の農業の課題としては、3つの大きな課題があると。そのことについて行政も同じ焦点で、予算的にはかなり具体的に取り組んでいらっしゃる状況にありますけれど、その中で、まず、この農業の担い手の育成・確保対策というのが本県の大変な課題だというふうに思っております。

今、私たちの集落を見ても、御承知のように現役の農家の主役は70前後の方々がほとんど主役となっていて、さては10年後はどうなるだろうかという心配をしていたものが今は、5年後はどうなっていくだろうか、この集落の農業はと、いわゆる担い手問題が深刻になっている状況かと思えます。

そのことについて今、県としても農業技術課関係を初めとして、担い手対策室の皆さんや農村整備課での取り組みで、それぞれ項目を挙げて総合的に取り組んでいるんだけど、その担い手の状況について、特に私ども異業種からの若手の力を大変入れている、そういう新規就農担い手の活路対策など幅広くやっているんだけど、問題は、いわゆる農家の子弟、現在の農家群の子弟をどう農業に就農させるかの道筋と、担い手を2世代に連ねる対策をどう講ずるかという農家群の現状の後継者づくりというのが大きな課題ではないかなというふうに思っているんですが、その面を含めて、担い手育成・確保対策の観点から、まず担当室長さんにお伺いをさせていただきたいと思っています。

（休 憩）

前島委員 このページでお話をしますと、39ページ。担い手対策室の関連になりますね。この農業者の担い手関係の状況についてお尋ねをさせていただいているところですが、よろしくお願ひしたいと思います。

相川担い手対策室長 新規就農者の関係で、特に農家子弟の対策をどういうふうにするかというような御質問ですけれども、農家子弟につきましては、近年の状況でいきますと、ここ5年ぐらいの間、Uターンの方々が増加しています。要するに、農家の子弟の方々が30歳から40歳ぐらいになったときに、結婚して子供がで

きて、将来のことを考えると、退職しても勤められる農業に魅力を感じて帰ってくる方が多いです。

そういう方々が最近多くなっていますので、県の就農定着支援制度の中に、アグリマスターのところで研修できる制度があるんですけども、農家子弟といっても、若いころは親の言うがままに手伝っていたということで、要するに技術的には低いということで、親の後を継いでもすぐに親がつくっていたような高品質な果樹をつくれな。そのため、就農定着支援制度で高い技術を持って人を教えることもすごく熱心なアグリマスターのもとに通って、技術を習得していただいて、自分のうちの農業に継いでもらうということをやっており、今までは25人を対象としてやったんですけども、来年は35名を対象にしてやる予定です。

前島委員

40ページにもありますけれども、農業の新規就農者への支援制度ということの中で、これももちろん私は大切なことだと思うんですけども、この農家の今の長男さんや子供たちが農業に現況、就農していない実態が非常に農村の中に大きな課題になっているわけですね。こういう農家の長男、農家の跡取りとなる、うちを継ぐこのメンバーに、どのような農業への就農の、いわゆる取り組みを啓発、啓蒙するかということが大きな行政の課題のように私どもも思っているんですよ。

今、自分のうちの畑も知らない、田んぼもうまく知らない。全くおやじ任せの状況の中で、お父さんとすれば、なかなか息子がいつ農業に入ってくれるのかということも見通しが見えない。ただ農地については先祖伝来の土地を大事に守っていかなくてはならないという保守的な気持ちも含めて、非常に農業の現状は、なかなか新しい展開に向かって、規模拡大とか、あるいは、いろいろな地域農業を推し進めていく若い力、若い血が、なかなか今、本県の農村地帯で非常に衰弱してきているという状況なんですね。まず、ここにどう刺激する方法をとるかということ、地域就労問題とあわせて、もっと優先的に取り組んでいかなくてはならない課題ではないのかと、こういう実感を、農村地域に生きる1人の立場として、いつも痛烈に感じているんですけども、そういう点で、その認識等、今後のそういう農家の子弟をどう就農に参画させ、次世代育成をやるかということについて、もう一度ちょっと伺いたいと思ってます。

相川担い手対策室長 先ほどの就農定着支援制度を平成22年からやっているんですけども、平成20年ごろから積極的に県で担い手対策に取り組んだ結果、若手の方もふえておまして、ここ3年では自営就農された方の44%か45%は40歳以下の方々です。その中には当然、農家子弟以外からの人もおられるんですけども、山梨県内の農家の方々に、こういう制度があるということを市町村、それから農協等を通して説明しておりますし、最近ではテレビ等でよく取り上げていただきまして、山梨県オリジナルのアグリマスターのもとで研修できる就農定着支援制度を平成22年からずっと追っていただきまして、県内の放送局で、この前30分のテレビ番組を組んでいただくなど、そういう形で、県でも積極的に取材関係には応じて、この成果をできるだけ県民の方々に見ていただく、農家の方々に見ていただくということでやっております。

昨年度から若い方々、45歳未満の方々を、農業に参入する意欲のある方々、それから参入して間もなく、まだ経営が徐々に確立されていない方々につきましては、農の40ページにありますけれども、青年就農給付金事業で、約200名ぐらいの方を対象に来年度は事業拡大してやっていくということで、委員おっしゃるとおり、若い方々、それから農家の子弟の方々に、できるだけ農

業についていただけるような取り組みを進めております。

（地域農政推進対策費について）

前島委員

次に、農村振興課にかかわって、振興課長を中心にお伺いをしたいと思っておりますが、農の4ページに関連して、担い手問題が大きな1つの農村にとっての課題ですが、2番目に重要なのは、言うまでもなく、この本県の農業の実態というのは、全国平均から見て非常に狭隘な農地でやっている状況なんです。昔から50アール、60アールというような農家群が非常に多いわけですから、これを新しい時代に発展させていくためには、農地を、専業農家群に集積させる取り組み。午前中は齋藤委員がその点について触れましたけれど、それについては、ある程度目標設定を市町村と、年次計画を立てて、その集積に向かって、遊休農地だとか、あるいは農業のできない農家等々を調査、検討して、組織的な集積の活動をしていかないと、なかなか、この実績というのを上げていくことが非常に難しいのではないかという感じを持っているわけですね。

そういう点について、市町村や農業委員会、あるいはJAや、団体、地域を網羅した、そういう組織化を全県的に呼びかけて興して行って、速やかな情報調査を通じて、そして農家群に働きかけたり、いわゆる専業農家群に、そうした情報を提供しながら、仲介の音頭をとっていくような取り組みが非常に求められているような感じがするんですね。

その辺について農村振興課長にお話をお聞きしたい。

小幡農村振興課長 まず委員御指摘の農地の集積の目標値ということですがけれども、中核的農家、担い手に対して、平成26年度において農地の30%を集積するという目標を立てまして、現在それに努めているところです。従来から農地集積につきましては、地域の皆様方、あるいは農協、市町村等々と手を組みまして進めてきたところです。

先ほど午前中、齋藤委員にも御説明申し上げたんですが、農の4ページ、2つ目の丸、農地集積協力金交付事業というのがあるわけですが、さらに山梨県における担い手へ農地集積を加速させるためということで、従来、この交付金は、土地利用型の農業、つまり田んぼ等々の集積に対して交付されるものでした。

山梨県は、御承知のとおり、畑作とか果物がメインの作付でございまして、本年度までは果物等々の集積については、この交付金はいただけなかったわけです。それで、知事を初め農政部長等が国に働きかける中で、平成25年度より、果物及び普通作の畑においても、この制度が使えるように国で制度を拡充いたしました。

ということで、1つには、こういうパワーアップした交付金制度を利用しつつ、先ほども申し上げましたけれども、県下に設置した円滑化団体及びその下に配置された調整員及び農地集積の推進員と連携をとりながら、農業の担い手に農地を集積して、経営規模を拡大し、収益の高い農業を目指していきたいと考えております。

前島委員

ぜひ、この農地の集積ということについて、やっぱり何といたっても省力化、機械化をしない限りは、農地をある程度、農家の方々が専業のパートナーを持って、そして若い人たちが活力をつくっていくという、そういう環境をつくっていくと、なかなか山梨の農業を新しい時代になって活動していくことは非常に難しいような気がするんですね。そういう点も、ぜひ、ひとつ取

り組んでもらいたいと思います。

（土地改良費について）

次に、耕地課の関係になりますけれど、いわゆる農地の整理ということについて、土地改良だとか、いろいろなものを組み入れまして、44ページ以降ですけれども、総合的にいろいろな事業を展開しておりますが、この農村の農地の基盤整備という問題が今、本県にとって3つ目の重要な課題ではないかというふうに思っているんですね。

現在、水田などについてはある程度、本県の場合も、早い圃場整備が進んでおりまして、それなりの、いわゆる米づくり地帯は整備をされておりますが、問題は中山間地域の多い本県の峡東なんかを中心とした果樹地帯。御承知のように、早い時期に、整備をしないうちに、昔のまま、もう果樹に転換をしてしまったところなどが、やはり基盤整備という点で農地整備が大変おくられていると。そのことがいろいろ大きな課題になっているわけですが、耕地課長として、きのう議決をいたしました国の緊急経済対策の、15カ月分の公共事業を含めた農林水産費の中での基盤整備、公共事業がかなり盛り込まれていると思われまので、それらについての計画を含めて、本県の今の畑作地帯の整備状況、そういうことについての現状と課題について、ちょっと伺いたいと思います。

山本耕地課長

前島委員の御質問は、農の44ページからの土地改良費全般に絡むお話かと思えます。その中で、畑地帯における基盤整備の状況ということですが、基本的に水田の圃場整備事業は、先ほど委員がおっしゃったように昭和53年から実施をしていて、畑地帯におきましては、やはり上物等があるということで整備がおくれております。ここについては農業ルネサンス大綱の中にも掲げておりますが、果樹園の再生整備を進めていくということで、将来的には平成26年までに43.1%まで持っていくんだというような形の中で進めておりまして、現在、手元に数字がありませんが、20%強の整備が進んでおり、今後も果樹園の再生整備は進めていかなければならないと考えております。

いずれにしても、基盤整備については農業の土台をなすものだと考えております。本県農業が引き続き競争力をもって発展していくためには、やはり担い手の農地集積であるとか、農作業の省力化を可能にする果樹園の再生整備、これは必須であると考えておりますし、それに絡む鳥獣害対策、あるいは耕作放棄地の有効活用、それから最近の防災、減災も含めて積極的に取り組んでいく必要があると考えておりまして、今後も農業の根幹を支える土地改良事業については15カ月予算、先ほど提出された補正予算と今回お願いしてあります25年度の予算を含めて迅速かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それで、先ほど私は数字を申し上げられませんでしたけれども、果樹園の整備は、平成26年までに37.7%という目標です。先ほど43%と言いましたが、37.7%の目標値で、現在、平成24年度までは31.6%ということで、まだポイント的に6ポイント程度、目標が達せられておりませんので、引き続き、この予算を活用しながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

前島委員

今のまだ40%に至っていない畑地帯の土地改良や基盤整備の問題について、農政部として今度の緊急経済対策を含めて、ぜひ前進をしていただきたいと思っているんですね。

御承知のように、峡東地区を見て、荒れているところは、通称、飛行機畑と

いう、もう入るところがない畑ですね。本当に昔の背負子だとか、あるいは一輪車で入る、いわゆる馬入れがない。そういう畑がたくさん、まだ実在をしている状況なんですね。こういう状況のところ結局、荒廃地に加速させているという状況があるわけですね。

そういうふうなことを含めて、ぜひ、この農地の基盤整備、圃場整備の面で、一段と頑張ってもらいたいというふうに思っておりますが、その点について再度お願いをしたいと思っております。

山本耕地課長

先ほども決意というか、考え方を述べさせていただきましたけれども、やはり何といたっても山梨県の農業は果樹中心ということで、果樹園の再生なくして山梨の農業の再生はないと考えております。やはり果樹園の再生整備を主眼として、圃場整備を中心とした土地改良事業を積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

前島委員

ぜひ、私が今申し上げました3つの課題ですね。次世代を担う農作業を中心とした担い手の育成をどう進めるか、そして狭い農地を、専業農家群にいかにか農地を集積をしていくか。3つ目は、そのためには、いわゆる圃場整備や土地基盤整備をどのように成功させていくか。これが山梨の農業の私は決め手だと。皆さんの取り組んでいく方向も決して間違っていないし、そういう方向に向かって県政の焦点があることもよく承知をしておりますが、ただ、なかなか、その成果を上げていくという点で見えない部分があるし、遅々として進まない部分を頑張っていたきたいと思っております。

御承知のように、安倍内閣になりまして、そういう点で農業の活性化、環太平洋経済連携協定の交渉参加が政治日程に入っていく中で、税を初めとして、農業者にとって深刻な、いわゆる受けとめ方をされている。もちろん総理は米や、あるいは牛肉などの例外品目という交渉を軸にして、自由貿易と保護政策を両立したいと、こういう考え方で環太平洋経済連携協定に臨むと言っておりますけれども、しかし、この、いわゆるTPPの流れというのは、既に11カ国が取り組んでいる流れは、聖域なき関税撤廃だということでもありますから、これはある程度の例外の期間を認めることもあるかもしれないけれども、中長期的に見て、完全な聖域なき撤廃の方向に向かうというふうに、非常に農業団体の皆さんは危機感を抱いているわけです。

そういう意味からも、今の3つの問題が本県農業の大きな宿題と課題、そして喫緊のテーマになっているという点を含めて、ぜひ果敢な農業振興対策を総合的に進めてもらいたいということを申し上げさせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

山本耕地課長

前島委員がおっしゃる担い手の確保、それから農地の集積、それから基盤整備、どれが欠けても、農業は発展していくことはできないということから、各課連携する中で、担い手の確保、農地集積、基盤整備の促進、これを真剣に、また積極的に進めていきたいと考えております。

（耕作放棄地景観保全緊急整備事業費について）

樋口委員

きのう、たしか予算特別委員会の総括説明で部長が、定住人口の確保にも寄与するというような、大変心強い言葉がありましたので、非常に力強く受けとめたんですけども、既にきょうの委員会でも緊急雇用という立場の中で就農者、定期的な雇用につなげていくんだというような意見交換もあったわけです。きのうの部長の話は協力隊の推進事業とか、就農の総合的な支援事業の説

明の中にあっただと思います、聞き違いかもしれませんが、農村振興課長が、耕作放棄地の景観保全で延べ950人という言い方を。そのほかのところでは、例えば6次産業のほうは1,260万円で3名とか、参入企業、新部門チャレンジ事業には20名とかというような話がありました。延べという言葉がありましたけれども、実際のところ、初めの課長の御説明の中では、そういった単位に直すと、どのぐらいになるのでしょうか。

小幡農村振興課長 作業員数でいきますと、28人。28人で、新規の分で19人。以上です。

樋口委員 どういう掛け算で、延べ950。

小幡農村振興課長 67日。新規19人が67日という計算です。

樋口委員 県の大きな課題の1つの定住人口の確保、あるいは人口減の歯どめということでもありますけれども、これが、新規就農や農業に従事するという形の中で、その中身に大きくかかわっていくのであれば非常に、農業振興という意味のほかにも、さらにいいなと思います。

そこで、もしわかればですけれども、橘田課長、農業ルネサンス大綱の中で、3年ほど前から3桁の新規就農者を確保したとか、あるいは、さらに計画の目標値を上回る新規就農者の獲得とか、あるいは今回またそういう緊急雇用、雇用創出につながる事業が入っておりますから、農政部として、ルネサンス大綱の中で農業関係の新規就農者の目標を何人、あるいは今回、緊急雇用から定期的な雇用につなげる事業では農政部として何人ということが数であらわせずでしょうか。

橘田農政総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。やまなし農業ルネサンス大綱の中では、年間の新規就農者数を平成26年度の目標値ということで250人というふうに定めて、それに向けた取り組みをしているところです。

平成23年度の新規就農者が207人ということで、目標に関しては82%強ということで、順調に進んでいるのかなというふうに考えています。

26年度の目標に向かひまして、今後もさらにさまざま取り組みを進めていきたいと、こんなふうに考えているところです。

あと、緊急雇用の人数につきましては、それぞれの事業をやりまして、25年度当初予算で新規雇用人数が51名ということで緊急雇用をやっておりますので、その緊急雇用の皆さんが、緊急の雇用だけでなく、午前中の御質問にもありましたけれども、その雇用が終わった後も継続して就農する、職につくということの取り組みを県としても、さまざまな角度から支援をしながら進めていきたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

樋口委員 ぜひ取り組みの強化を新年度進めていただきたいと思いますし、昨年あたりから、この新規就農者の目標、順調に目標年度には超過達成しそうだということでしたけれども、県として知事が定住人口の確保なんてことを盛んに言われていますから、例えば新規就農者の目標を上方修正するとか、そういったようなお考えはあるのでしょうか。

橘田農政総務課長 目標につきましては、ルネサンス大綱を昨年度改定して、26年度の目標を定めていますので、現状としましては、26年度の目標に向かひまして一生懸命取り組みを進めていきたいと、こんなふうに考えております。以上ござ

います。

（やまなし農業6次産業化等チャレンジ推進事業費及び山梨の新農産物加工品開発推進事業費について）

樋口委員

期待しています。次に農の10ですけれど、ほかと絡めて、33ページと絡めて、話をしたいんですけど、日本中どこでも農業の6次産業化という言葉が聞こえていますけれども、33ページに小泉先生へことしもお願いして進めていこうという事業がありますけれども、農産物加工品ということと6次産業化というこの言葉を同じというふうに捉えてよろしいですか。

樋川農業技術課長 33ページの山梨の新農産物加工品開発推進事業ということで実施していますけれども、これは6次産業化を進めていくためのリーディング事業という位置づけで、加工品の開発を切り口に6次産業化を進めていこうということでして、6次産業化につきましては、いろいろな手法があるかと思えます。加工にしても、販売にしても、農家が直接そういったものに携わって行って付加価値を高めていくということですので、そういった総体的な位置づけの中で、この事業は実施をしているということです。

樋口委員

わかりました。1月、2月かな。議長や何名かの委員さんがいらっしゃったんですけども、山梨の逸品、「美味しい甲斐開発プロジェクト」の講演会といますか、「農と食のコラボレーション講座」にお邪魔しまして、いろいろと小泉先生の講演を伺ったんですけども、非常に順調に開発が進み商品化されているということですのでけれども、その中で、この予算ももう3年ぐらいになると思うんですね。

その中で、新年度予算の中に、小泉先生の発想とか、意見、サジェスションとか何か、やっぱり入って、それが今まで生かされていると思うんです。先日伺った話の中に、発酵食品の基地となれということを感じに言っていらっしゃった。そのことについては課長は、どういうふうに捉えていますか。

樋川農業技術課長 もともと小泉先生は発酵のほうの日本の第一人者といいますか、専門家ということで、小泉先生を中心とした「美味しい甲斐開発プロジェクト」は、昨年からスタートさせていただきましたが、昨年は、山梨のメインの果物を中心として加工品をやっというふうなことでスタートしたわけです。今年度は先生の御提案もありまして、発酵食品についても、ちょっとやってみたらどうかというふうなお話がありまして、この部分につきましては「甲州天空かぼちゃ」というのがあるんですけども、そのカボチャを使った甘酒ですとか、あるいは富士山野菜を本格的に発酵させたキムチなどを、今年度の事業の中では実施をしまして、先日、2月15日に、そのコラボレーション講座で成果を発表させていただきました。

また、それ以外にも南部のお茶を発酵させて紅茶をつくるというようなことの試作もしております、先生のアドバイスによって、そういった方向も、ちょっと模索をしていこうかなということをやっています。

樋口委員

そのときの話ですと、すごく発酵食品ブームで、首都圏の発酵レストランは、長蛇の列、あるいは予約がとれない状況なようで、ぜひ山梨県を。山梨ではワインですが、ワインなんか発酵食品の最たるものだと思います。この予算の中に、そういうことが込められていると思いますけれども、ぜひ単品の名前もいいですけども、発酵食品、山梨発酵食品。さつき有機の郷と言

いましたけれども、そのような意味合いで、発酵食品の拠点というのか、わかりませんが、そのようなことで、さらに集中してやっていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

樋川農業技術課長 委員御指摘のとおり、せっかく小泉先生という本当の専門家がいらっしゃるわけですので、そちらのアドバイスもいただきながら、この事業の中で、そういう方向も探りながら実施していきたいと。

樋口委員 さっき課長おっしゃられたように専門家でありますし、私は、こういうところではあまり言ったことはないですけど、よく控室とか、いろいろなところで意見交換している中で、もっと山梨の名前を小泉先生に書いてもらえと。日経のあそこのコラムに載せてほしい、週刊誌に載せてもらえといっても、なかなか載せてくれないんですけれども、そのことならば書き出して、どんどん書いてくれるなという気がしたんですけれども。

樋川農業技術課長 小泉先生、本当に、言い方悪いですけども、ある意味、広告塔みたいな感じの部分もございますので、山梨のPR、そういったことも含めて、積極的に先生にアプローチしながら、発酵ということも含めて実施をしていきたいと。

樋口委員 パワースポットとか、例えばジュエリーのアウトレットとか、何ていうんでしょう、今、トレンドが非常に人を呼ぶと聞いていますから。自分自身はあまりよくわかりませんが、非常に塩こうじとか、そこの市で、そこの住民がつくったみそとか、そういったものが非常に売れるということも聞いておりますから、ぜひ発酵食品の6次産業化。いっぱい、いい商品が出てきているようですから、その真ん中に置いていただくようお願いしたいと思います。

今、キムチとか、カボチャなどの話がありましたが、そのほかにも可能性が山梨には、あると思うんです。例えば、どんなものがありますでしょうか。

樋川農業技術課長 先ほどの委員の発言のとおり、ワインはまさに発酵産業というようなことで、酒全般、それから、みそ、しょうゆ、酢にしても、また納豆、チーズ、ヨーグルト、パン、漬物など、いろいろな発酵食品があります。その中で、きらりと光るといような、山梨の素材をうまく生かしながら商品に仕上げるということにつきまして、なかなかハードルが高いわけですけども、果敢にチャレンジをしていきたいと思っております。

先ほど、紅茶の話をしましたけれども、せっかく山梨でお茶というものがある。それを、もっと付加価値を高めて、高く販売できるような方法がないかということで、今、試作も含めてやっております。

そうしたことも含めまして、いろいろな方面から、アプローチをしていきたいというように考えています。

樋口委員 若い担い手をとということでもありますけれども、まさにそういうところがマッチングすると思っておりますので、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

（卸売市場流通対策費について）

次行きます。12ページの卸売市場流通対策費、五百余万円ですけども、甲府市の市場が、おととしの4月から、中央から地方に移りました。それによって、自由度が高まったと思っております。いろいろな取り組みがあると思っておりますけれども、そこで、先ほどは機能強化を促進するための施設整備という説明があ

りましたが、具体的にもう一度、その中身について教えてください。

西野果樹食品流通課長　今回、予算計上しているのは、水産物の冷蔵庫の修繕を計画しているわけですが、その設計費ということですが、冷蔵庫の修繕につきましても、25年度に設計をしまして、26年から27年度に、冷蔵庫を使いながら修繕をして、その冷蔵機能を強化していくという内容です。

樋口委員　国と足並みをそろえるというか、国の指導といいますか、中央から地方市場に移行したということで、長くその準備期間もあったと思うんですが、そこで聞いた話で、今後5年間、国から、それに対する施設補助といいますか、整備補助といいますか、出ると聞いています。ことしは2年目でありまして、1年目の去年は、そういった施設整備に対する県のアドバイスや等々踏まえて、国の補助がどういうものがあつたか、教えてください。

西野果樹食品流通課長　甲府市場は平成23年4月1日から中央卸売市場から地方に移管したわけですが、移管して5年間に、市場の機能を強化する際、国の支援が受けられるということになっています。来年度は冷蔵庫という話ですが、前年度につきましても、23年度の補正予算を使いまして、青果棟の低温売場の整備を予算化し、繰り越しまして24年度に整備中で、もうしばらくすると完成する予定です。そこは青果物、野菜等を冷しながら売る場所ということですが、600平米ほどの整備を現在やって、もうしばらくで完成という状況です。

樋口委員　そして5年間、そういう形で、もちろん市あるいはそれにかかわる民間の皆さんが一生懸命知恵を絞り努力していくんですが、そこで、あと、まだ3年、今後また、そういったさまざまな機能強化とか整備事業があると思います。先ほど言いましたように、中央から地方ということで、卸から仲卸の流通が今度、もっと自由度が高まって、市民や県民に直接、例えば日を決めて、そういったものを売るとか、あるいはそれが常態化して一般の市民あるいはあそこを通る方々が買い物に寄ることも可能だと思いますけれども、そういったところへの整備の支援というのは可能なんではないでしょうか。

西野果樹食品流通課長　市場が地方に移管したのを契機に、機能強化の中の1つに、委員がおっしゃられるとおり、今までは卸の業者は仲卸にというルートでしか販売できませんでしたが、地方になったことによって、緩和されて直接消費者に売るといったようなこともできるようにはなっています。

そういうことを生かして、現在、甲府市では、消費者にも直接、市場で、例えば開放するとか、売り場を設けて売るとか、「賑わいのある市場づくり」という名称で、検討している最中です。その検討内容をしっかり確認しながら、県としてどのような支援ができるのかということについて今後しっかり検討していきたいと思っています。

樋口委員　これについては最後ですが、甲府駅からリニア新駅までのちょうど中間点が、あの辺の甲府バイパスでありますから、この新たな市場で、いろいろな、またあらゆる展開が考えられてくると思います。その中で、この卸売市場流通対策費というのが、国から市への単なるトンネル、受け皿だけでなく、ぜひ、これからも県都甲府の、あるいは周辺地域の台所としての、市場としての機能を強化、維持できるような県の支援といいますか、協力といいますか、

そういったものを継続して、この予算、あるいは事業立ての中で、市も望みま  
すし、業者も望むと思いますので、その辺についての考え方を、最後に、お聞  
きします。

西野果樹食品流通課長 甲府の市場につきましては、山梨県の台所というようなことの中で、  
県民生活にも直結する場所でもありますし、農家にとりましても、安心して出  
荷できる場所ということもありますので、その機能を維持していくことは非常  
に重要だと思っています。

その維持する、あるいは市場を活性化していく上で、いろいろな取り組みを  
今、甲府市のほうで考えていますので、県としても、先ほども言いましたよう  
に、まだ中身が固まっていない部分もありますので、どういうやり方で支援が  
できるか、できないのかということもありますが、市のほうともよく話をしな  
がら、今後の検討になると思いますけれども、県とすれば、できる限りの支援  
を考えていかなければならないというふうに思っています。

（やまなし農産物ブランド化推進事業費について）

樋口委員

ありがとうございました。最後に14ページですけれども、やまなし農産物  
ブランド化推進事業費でありますけど、認証農産物の周知、あるいはイメージ  
アップ、トップセールス等を実施するということですが、下のほうにマル  
新で富士の国やまなし農産物魅力発信事業費があります。今までやってきた  
ことと、このマル新の事業と、つながりといいますか、違いといいますか、そ  
の辺を教えてください。

小野農産物販売戦略室長 平成24年度に「富士の国やまなしの逸品農産物認証制度」を制定  
しました。この制度は、本県のすぐれた農産物を全国に発信をしていくとい  
うことで、山梨を強く印象づける高品質な部分の認証ということでやってまい  
りました。

もう一方、富士の国やまなし農産物販売促進支援事業費の中で、ボリューム  
ゾーンといいますか、ふだん皆さん方が買われる部分についての農産物を全国  
で、例えばフルーツフェアとかそういったことで試食販売をしながら販売促進  
をしていく。同時に、知事と農業団体のトップでトップセールスを行って、そ  
して高品質な部分も、それからボリュームゾーンも含めて販売促進をしていき  
たいということです。

今度新しくマル新の富士の国やまなし農産物魅力発信事業につきましては、  
その山梨のブランドというものを当然、より強力に発展させていくために、「う  
んといい山梨さんプロジェクト」ということで、その認証制度を用いました販  
売戦略をさらに推進していく推進委員会の設置を行うことになっております。

また一方で、先ほど申しましたボリュームゾーンも含めまして、山梨県の特  
徴ある農産物がございます。そういったものも含めて、都内への販路を開拓す  
るという意味から、商談会を開催する予定の事業です。

樋口委員

今、都内ということを何度か言われました。ここにも書いてありますけれど  
も、この事業は、やっぱり首都圏をターゲット、あるいは東京の大田市場や、  
そういったところをターゲットにして、特化していこうということでしょうか。

小野農産物販売戦略室長 委員のおっしゃるとおりです。首都圏の、特に大田市場や、それか  
ら京浜市場で、本県産の農産物が、ほぼ半分程度、売られております。果樹の  
ような大規模に生産をされて出荷されているものについては当然そういう考

え方ですし、また県内でも特徴ある農産物ということで、少量ながらも品質のいいものをつくっている方々がいらっしゃいますので、そういった方を首都圏に販路を求めたいという要望がある事業者につきましては、私たちでも首都圏への販路開拓ということでお手伝いさせていただきたいという意味から、この商談会を計画したということです。

樋口委員 認証農産物ですが、これはそれを認める制度自体がずっと、これまでもあって、例えば、この夏に新銘柄豚が出て、それも多分、認証農産物になるんじゃないかと思っているんですけど、そういったふうにどんどんふえていく。いいものを、確かなものをふやして、そしてそれを、販路に乗せるという事業というふうに解釈していいですか。

小野農産物販売戦略室長 そのとおりでございます。特に来年度につきましては、水産では甲斐サーモンが期待されると思いますし、それから新たな新銘柄豚も認証品としていきたいというふうに考えております。

それらを首都圏で知名度を上げるためにも、特に首都圏のホテル、レストランの山梨ゆかりのシェフ等を御招待いたしまして、そこでそれぞれの素材をつかった料理を食べていただきながら商談を進めたいと考えております。

また、新銘柄豚につきましては、来年、世に出ていくわけですので、特に首都圏で銘柄の発表をさせていただく機会としても利用していきたいと考えています。

樋口委員 「うんといいい山梨さんプロジェクト」、「うんといいい山梨さん」という言葉、何かどーんと出てきたんじゃないなくて、すうっと出てきて、すごく中途半端なような気がするんですけども。あるいはロゴマークも、たしか去年の年度末の議会で質問しようとして、まだロゴマーク決まってないなんていうやりとりをした記憶があるんですけども、このロゴマークについても、もっともっと、一般県民に、今の言葉もロゴマークをもっとアピールする必要があるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうですか。

小野農産物販売戦略室長 昨年7月に初めて公表をして、ちょうど桃の最盛期を過ぎたころであつたため、なかなか世間に広く知っていただくには、時間が足りなかったと考えております。ことしは、知事のトップセールスを初めとして、東京で開催する、そういったイベント、それからこちらで計画をしている商談会、それ以外にもさまざまな機会を使いまして、広くPRをしていきたいと思っています。もちろん県内向けのPRもしていきたいと思っています。

樋口委員 最後に、また重ねて言いますけれども、今まで計画してきたものが、やっと形になって、大きく動き出してきたことしですし、さらに来年そうなるというふうに思いますから、その辺のアピールをしっかりとすることで、動き出したものが大きく発展するんじゃないかというふうに思って期待しています。その辺について、最後お聞きします。

小野農産物販売戦略室長 このマークをどういう格好でPRをしていくかということですが、品物につけて、消費者の皆さんの目に触れていただくことが一番大きなPRの効果になると思っています。そういったことから、来年度は、さらにこのセールを拡充して、出荷物がたくさん首都圏なり、山梨県が首都圏に出ていけるように努力をしていきたいというふうに考えています。

そういったことで、この制度が年を追うごとに、山梨県のブランドとして育っていくよう努力をしていきたいというふうに思っています。

小幡農村振興課長 先ほど樋口委員の御質問で緊急雇用の人数、950人と申し上げまして、その内訳について、先ほど申し上げた人数が24年度と25年度、両方入っております。24年度分が19人で17日。当該の予算につきましては19名で50日というふうに訂正させていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第20号 平成25年度山梨県農業改良資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第33号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて

意見 （「継続審査」との声あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

主な質疑等 企業局

※ 第28号 平成25年度山梨県営電気事業会計予算

質疑

（小水力発電所建設費について）

棚本委員 少し所管に入るかもしれませんが、予算という観点の中から質問させていただきます。

今、説明の中で、小水力の発電所建設費も触れられておりました。私ども、この委員会で昨年、小水力のモデル施設であります深城発電所を訪れました。もちろん私は地元でありますから、この設置意義というのは十分承知しておる1人でありまして、力強く推進している1人でもあります。

その際に、今までと違う観点から委員会として現地視察をしまして、改めてエネルギーの地産地消には本県の持つ自然環境を十分に生かした小水力あるいは太陽光というものを強く推進していかなければならないと意を強くしたところであります。

改めて予算という中で、この小水力発電所建設費に大城川砂防ダム利用発電所建設工事という予算が盛られておりますが、この概要だけ、どの程度の規模を考えておられるのか、伺います。

仲山電気課長 近年、調査をいたしまして、砂防ダムを利用した小水力発電として、50キロワット程度の大きさの規模で計画をしております。

棚本委員 本会議で知事も所信で述べられておりましたけれど、「やまなし小水力ファスト10」をスタートさせること、さっき公営企業管理者からもお話がございました。私は、この本県の先進的な取り組みに大きく期待をしておりますが、今のこの大城川砂防ダムを利用した小水力も、「やまなし小水力ファスト10」の中の位置づけなんでしょうか。

仲山電気課長 ファスト10は来年度からスタートしますが、4つモデル施設をお示しして、小水力の普及促進を図るという観点で、今まで建設に取り組んできました。大城のほうはモデル施設という位置づけで、4つのモデル施設の最後の発電所ということになります。

棚本委員 わかりました。予算でスタート、今させましたので、このまま継続してお伺いをしていきますが、ファスト10という話が出ましたので、改めてこのファスト10、事業内容についてお伺いいたします。

仲山電気課長 小水力発電につきましては、なかなか民間等の取り組みが進まない分野でして、エネルギーの地産地消を進める上では、県が先頭に立って取り組んでいく必要があるだろうということで、ファスト10は、この10年間、10カ所ぐらいに発電所をつくっていくという計画、方針を立てまして取り組んでいくというふうな内容にしております。

固定価格買取制度の仕組みもでき、小水力が促進できるような要件になっておりますので、工夫をしながら、迅速にやっていくということで、名称もファスト10という名前にしております。

棚本委員 だけど、この名称の響き、不謹慎かもしれませんが、いいですね。この「や

まなし小水力ファスト10」という、何となく、この山梨のイメージ。やはりエネルギーの地産地消、それ単体でも意味あることなんですが、「クリーンエネルギー先進県やまなし」をうたっていくにも、こういう本当に明るい感じのする名称というのも、わかりやすく響きがいいと思います。

今、課長から答弁いただいた中で、工夫しながら進めるということですが、具体的には、この工夫というのは、どういう特徴を持っておられることを指しておりますか。もう一度お願いします。

仲山電気課長

民間等の取り組みが進まないということに幾つか原因があるかと思いますが、建設費が高いとか、そんなことがございます。この計画の中の具体的な工夫につきましては、山梨県を3つのブロックに分けて、そのブロックごとに複数の発電所を一括して発注するとか、あるいは仕様を統一して、同じ仕様で発電所を発注しまして、台数がふえると価格が下がるということにも期待をしながら、そういう意味でコストを下げていくというふうな工夫が1つございます。

それと、あと県内の業者、関連業者さんに、この建設にかかわっていただく。今、進まないという理由に、県内に身近なノウハウを持った業者さんが少ないということもあろうかと思っておりますので、建設の中でかかわっていただくと。そして技術を吸収してもらって、次の開発につなげてもらうというふうなことを考えています。

それともう一つ、災害時の防災、水力のほうは夜も発電ができるということもありますので、そんな視点でも設置ができればという工夫をしていきたいということで考えています。

棚本委員

そういう意味ですね。3ブロックに分けて複数。しかも同じような仕様でコスト削減と、それから県内業者の育成、技術習得をしてもらうんだということ。それから災害時の関係。確かに、3つとも大事な話だと思います。

こういう分野、なかなか県内の地場の事業者というのが、技術があるのか、ないのかも私、無責任な発言、きょうは公の場ですから、できませんけど、やはり県が主導し、小水力は、地場の事業者を育てていただくということも大きな意義があることだと思いますから、今、答弁のありましたこの3つ、重要なことだと思います。ぜひ、この点もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

あと、10年で10カ所というお話を冒頭いただきました。開発地点というのは、前に若干聞いた部分もあるのかもしれませんが、決まっておられるのでしょうか。

仲山電気課長

開発地点につきましては、企業局で21年度に小水力発電の推進マップを作成しています。その中から、特に早くできたりするような地点を候補地点というふうに挙げておりますけれども、今の時点では峡東地域に4地点、東部富士五湖地域に4地点、それと峡南地域に2地点という候補地点を考えております。

棚本委員

最後に、太陽光についてもいろいろ聞きたいわけですが、今、予算というところで小水力から入りましたので、最後に質問させていただきます。これで、せっかく名称も「やまなし小水力ファスト10」ですから、10年の中で、やはり目標どおり、計画どおり、きちりこなすことが、もう一つの大事なことかと思っております。

タイムスケジュールに沿って、しっかりこなして行って、やはり10年で完

成するということが大事なことだと思いますが、今後のスケジュールは、もう決まっておられるのでしょうか。

仲山電気課長 来年度ですが、早期に建設が見込める、水量がはかっているとか、そんな条件が比較的整っている峡東地域について集中的に調査を進めてまいります。そして26年度に実施設計や許認可を進めまして、その許認可が整いましたら着工に移っていくというふうなことで進めてまいります。

それと、東部富士五湖と峡南地域にブロックを分けています。こちらのほうは、それぞれ30年、32年には着工していけるように準備を進めていくというスケジュールです。

（太陽光発電施設等建設費について）

樋口委員 企業局の8ページで、今の小水力発電の次の段ですけれども、太陽光発電施設等建設費。これも知事の所信、あるいは先ほどの管理者のお話にありました多くの事業が続いているわけでありまして、蓄電システム、次世代フライホイールの研究ということでありますけれども、これは既に、もう何年か前から鉄道総研と協定書を取り交わしながらやっているということでありました。その中で今回、また4億円余の予算計上がありますが、その2年前に協定をした事業の中身、今回の中身、具体的にもう一度教えてください。

仲山電気課長 企業局ではグリーンイノベーションということで、県の主要施策ということで、ここ数年進めてきておりますけれども、1つグリーン、環境に対する取り組みとしまして、再生可能エネルギーの普及促進を図っていくという項目があります。その中で超電導を利用した蓄電装置を利用することによって太陽光の大量導入の課題とされているものを解決していくことに取り組んできております。

それと、今回の計画ですが、今年度の7月に新エネルギー産業技術総合開発機構、NEDOといいますけれども、NEDOで募集がありました、安全で大規模な蓄電システムをつくるという募集がありまして、そちらに今回、次世代フライホイール、大規模蓄電システムの研究開発ということで応募したところ、採択を受けまして、具体的に今までやってきた考えと同じものを研究開発して実証試験までできるというふうなことであります。

樋口委員 そこはわかりましたけれども、そこで県の任務分担として新たに太陽光発電をつくるという意味ですか。

仲山電気課長 今回の予算の中では、実証試験用に新たに1,000キロワット規模のものをつくるという予算計上です。

樋口委員 今回の米倉山は何キロワットですか。

仲山電気課長 現在のものは1万キロワットです。

樋口委員 ということは、今の規模の10分の1のものを4億5,000万円かけてつくるという認識でいいんですか。

仲山電気課長 先ほどの課別説明書にありました内訳ですけれども、太陽光発電につきましては3億7,500万円。あと残りの7,000万円につきましては、用地の造

成とか、排水路を整備するという内容に3,500万円。あと残りは、先ほど国、NEDOの研究開発に、企業局としてかかわってくる部分に、制御システムを開発するという部分がありまして、その開発費として3,500万円。合わせまして4億4,500万円というふうな内容になっています。

樋口委員 知事の所信でも、鉄道総研と民間企業及び本県で役割分担すると。県は今、役割分担について、おっしゃられましたけど、県にはNEDOからお金は入らないのですか。

仲山電気課長 今回の補助事業につきましては、5者の共同提案ということで参加をしておりますが、それぞれに、NEDOからは補助対象に対して3分の2の補助が来るということで、ほかの4者にも、その対象に応じて補助金が交付されるというふうな仕組みになっています。

樋口委員 5者というのは、県と鉄道総研と、あと3つは民間ということでしょうか。

仲山電気課長 5者のうちの、あと3者が民間です。クボテックというフライホイール本体をつくる会社と、古河電工、今回の超電導の核になる部分の軸受に関する超電のコイルをつくる場所、それと県内でミラプロという真空技術にたけた会社が参加してまして、その3者になります。

樋口委員 県内では、ミラプロということになります。1社だけということですね。それぞれがNEDOから補助金を受けるということがわかりました。ですから、かなり大きい規模の事業だということが理解できました。

そして、先ほどの説明の中で、今までやってきた内容の事業がそのまま、いいじゃないかということで採択されたということでもありますので、非常に、期待したいというふうに思っています。

蓄電システムというのは、どこでも、このクリーンエネルギーを利用する場合、本当に必要な装置だということを知りたくて、私もわからないままにも、そういう話を、いろいろなところでしたり、聞いたりしているわけでありまして、とりわけ太陽光や風力には必要だということでもありますけれども、その必要性について、お聞きしたいのと、このような研究事業をやっているところが、ほかの都道府県、ほかの地域ではあるのか、ないのか伺います。

仲山電気課長 この事業の目的といいますか、効果につきましては、今回のフライホイールを使った蓄電装置で、比較的短い時間の変動を吸収するということに適したものを今、研究開発をするということで、特に太陽光は、曇りの日なんかは太陽が出たり出なかったりということで、例えば米倉山ですと1万キロワットが何千キロワット単位で変わってきます。その機械をつけることによって、変動を吸収し、系統と言っていますけれども、東京電力、電気を配る会社の系統に影響を与えないというふうなことが期待される機器です。それと、太陽光にも使えますし、風力発電も、やっぱり風の吹き方は一定ではありませんので、そういうものにも適用できる機械だということです。

あと2つ目で、ほかの県のほうでこのことがされているかということですが、民間企業と一緒にこういうものを開発するというのは非常にまれで、そういう意味でも今回のこの事業は注目されているというふうなことです。

樋口委員　この事業の成果が非常に待たれるところですが、事業年度、計画、そういったものは、どういうスパンで行うのですか。

仲山電気課長　この事業は本年度から27年度まで、4年間の事業になっています。来年、再来年、25、26年度で、この機械を5者で、それぞれの分担に応じて作りまして、27年度に米倉山にそれを持ち込みまして、現地で組み立てを行います。それが終わったところで実証試験ということで、今回、実証用の太陽光の1,000キロワットとつなげまして、先ほど御説明したように、太陽光の変動をどんなふうに吸収できるかというものを実証していくというふうな計画になっております。

樋口委員　成果といいますか、目標、今ちょっと触れられましたけれども、もう一度。27年度まで、その目標を達成するという事は、すごいことだなというふうに思うわけです。その辺については、どうでしょうか。

仲山電気課長　最先端の技術を各社持ち寄ってつくっていくということで、本年度、試作機をつかって、今まさに会社のほうで回転試験をするというような状況になっています。そういう意味で、最先端の技術をつかっていくということで、27年度に向けて各社しっかりやってくれるように、県のほうでも事業者をしっかりリンクさせて取り組みをしていくということでやっております。

樋口委員　県内でミラプロ1社ということですが、ミラプロのどういう技術が、この事業の中で活用されているんですか。

仲山電気課長　今回述べた中核な技術は超電導で、電気をためる回転体を動かすというふうなことが1つ中核の技術になっています。その超電導を起こさせるために温度を下げる必要があります。その温度を下げるために真空技術が必要だったり、今回は、そのフライホイール自体を真空容器の中に入れて抵抗を少なくしたり、あるいは断熱性能を高めたりして、その機能を保持するという役目で、真空技術で今回、ミラプロさんが技術参加しているということです。

樋口委員　先ほど棚本委員の質疑の中にもありましたけれども、やはりエネルギーの地産地消、クリーンエネルギーの普及推進の中にも、県内企業に大きく関与してほしい。そして県内企業の育成にもつなげてほしいなというふうに思っています。

大変難しい技術が必要になってきて、それを持っているミラプロがかかわっているということですが、そこから何か山梨県は、機械電子産業が基幹産業ですから、広がって県内のそういうところにもビジネスチャンスといいますか、一緒に参画できる可能性ということも考えられますか。

仲山電気課長　真空技術を持って県内で事業を営んでいるところが複数社あるというふうに聞いています。ミラプロであるとか、この間、山日新聞にも出ていた小宮山さん、ちょっとフルネームは忘れちゃったけれども、そういう真空技術を使ったものを加工しているというふうな会社もございます。

関連企業は裾野が広いということで、県内にも今回の新しい技術に参加していただいた内容が十分波及していくというふうに考えられますので、今後、直接参加していただいた効果が、裾野の部分では直接出てくるのかな。それがまた県内関係業者に広がっていくということで、そんなふうなことは期待できる

と思っています。

樋口委員

この予算は、とりあえず太陽光をつくる予算だということでありますけれども、米倉山も1.1倍の大きさになるということでありますから、百聞は一見にしかず、そのフライホイールの蓄電システムの本体も、また、ぜひ、でき上がったから見たいなと思いますけれども。

燃料電池もそうなんですけど、山梨大学で研究開発をして、山梨大学、渡辺さんが第一人者ということで10年前からテレビでこれをやっている。さて、うまくいって、でき上がったら大手に持っていかれちゃうとか、そういう心配が絶えず僕らもあったり、巷間あってですね。そういった点についてのケアといますか、27年まで研究事業をして、その後、ここまでやった成果を、この果実として全国発信するようなことについては、どのようにお考えですか。

仲山電気課長

この事業の成果自体は、国の補助を取り入れてやっていますので、成果品の評価は、また国から受けて、この事業自体が市場に出していくというふうなこともらんで、国も補助を出しております。

実際、今回の技術と中核はフライホイールを製造するクボテックという会社を中心になりまして、世の中に物を出していくということになると、そちらの会社に関連した会社からパーツ、部材を取り寄せて世の中に出していくという形になります。

あと、開発された技術についても、それぞれ仮に何か新しい技術が特許を取られるようなことになれば、それは参加した人たちの会社に属するというふうな、今回、規定になっていまして、それぞれの会社が、そういう権利は持つという格好になります。

また、情報発信につきましては、PR施設が米倉山にありますので、これから27年まで、その施設を使って関係の講座とか、情報発信ができるような計画も今、立てておりますので、そんなこともあわせて情報発信をしていきたいというふう考えています。

樋口委員

最後の、確認というか。太陽光パネルがいつできて、そのフライホイール蓄電システムの本体はいつでき、いつから稼働して、実際にうまくいっている、いかないとかというのを私たちが目に見える、あるいは見聞きできるようになるまで、どのぐらいのスパンがありますか。それを聞いて終わります。

仲山電気課長

現地での太陽光発電ということでよろしいかと思っておりますけれども、現地で、1,000キロワット程度の太陽光は来年度つくってしまいます。実証試験をするのに、機械をつなげる前と後の状況のデータも比較する必要がありますので、完成した後すぐに、そちらのデータどりに入るというふうなスケジュールになっています。

あと、フライホイールの本体につきましては25、26年度と、やっぱり各社、かかりますので、現地へ持ち込まれるのは27年度という予定になっております。

実用化計画のほうも、今回の国の事業計画書に組み込まれておりますけれども、ユーザーとすれば、今回つくった太陽光などの変動を吸収するという意味合いから、電力会社とか、あと、モーターで動いている鉄道ですね。そちらも省エネ機器としても実際使われているというふうなこともありまして、そういうユーザーが出てくれば、そちらに実用機として世の中に出していくということになります。

いずれにしても、27年度の実証試験の結果が、安全で低コストでできるということが確認されて、世の中に出ていくものというふうに考えています。

（営業費用について）

齋藤委員 電気のことで聞きたいわけですが、この7ページの所在市町村交付金というものがありますが、この1億3,500万円というのは、何を基準に、この数字が出ておるのか。これは、所在ですから、例えば早川町とかにあるわけですが、その辺の内訳を、ちょっと教えてもらいたい。

仲山電気課長 内訳は今、資料がございませんが、基本になるのは、水力発電の水力設備の固定資産の額が基本になって、交付金として算定されて、所在している市町村に交付されているということです。

西山企業理事 交付金の内訳ですけれども、山梨市が3,100万円、南アルプス市が1,300万円、北杜市が350万円、甲斐市が900万円、そして甲州市が3,000万円、早川町が4,500万円、さらに富士河口湖町で100万円になっております。

齋藤委員 そこで、あと何かということを示してもらえば。それから、減価償却費の6億9,400万円であります。これは何年続くのか。もとの額は今どうなっているのか。

仲山電気課長 減価償却は発電所の建設年度と規模によって償却期間が異なってきますので、一概に何年というふうなことはありませんが、土木施設がウエートが大きいものですから、減価償却期間は50年を超えるような期間で減価償却をしていくというふうなことになります。

齋藤委員 投資のもとがあると思うわけですが、その辺の細かいことも私は知りたいと思っているので、また後で資料でも、出してもらいたいということ。  
それから、除却費とここにあるわけですが、これはちょっと意味がわからないので、教えてください。

仲山電気課長 この中には、来年度、山中湖に職員の保養所を企業局が持っていますが、来年それを撤去するような計画がありまして、それを除却する費用というのが、この中の主なものです。

齋藤委員 その保養所以外に、何があるわけですか。その他あるということですので、ちょっとその辺を教えてください。

仲山電気課長 今、具体的な個々のものは手元にありませんが、改良工事で物を取りかえたり更新するというときに、改良される部分について、その資産が除却されるというふうなことになります。

小さな内容になりますけれども、水力発電をするような場合に今、測水所というのを設けて水をはかっていますけれども、それも機械を更新するという場合、古いものの資産を除却していくということをやっていきます。それも来年度の計画の中には入っております。

齋藤委員 その山中湖ですか。いつ建設したもので、何年たったから、除却するのです

か。

二茅総務課長 山中湖荘ですが、福利厚生施設ということで、昭和41年の6月に開設しております。敷地は県有林の上に企業局で建てまして、それから本年2月まで営業しておりました。最近あまり利用状況が少ないということで、2月をもって廃止ということになっております。以上です。

齋藤委員 土地は借用で県有林を借りていたという解釈でいいわけですか。

二茅総務課長 はい。県有林を借地して、その上に建てておりました。

齋藤委員 わかりました。細かいことが、わからないから、質問させてもらったわけですが、いずれにいたしましても、減価償却というものはしっかりやっつけていかなければいけないものですから。いつ、どんな大きな故障があるかわからないものですから、しっかり管理してやってもらいたいと思っております。以上です。

西山企業理事 それぞれ機械関係は例えば22年とか、水路は56年とかありまして、きちりした管理をして、今後もいい状態を保つようにやっていきたいと思っております。

高野委員 さっき樋口委員が聞かれた、この太陽光の4億4,500万円。何か説明でも、そこに書いてあるとおりにみたいな話なんだけど、何か、この1枚で全てが済むというのは、公営企業管理者、ちょっとおかしいんじゃないか。少なくとも4億4,500万円、これの内訳ぐらいいはないと、後で口で言うなんていう程度のものであれば、ちょっと済まされる問題じゃないと思うよ。今、齋藤委員が言うように、じゃ、端から詰めていったって、説明は1つもなし。これが新年度予算に向かって。

今の、除却費だって1億9,000万円でしょう。何で、この説明が、何年たっているものだからどうか、だからことし潰さなければならないとかという、こういう話じゃわかるんだけど、みんな、その桁が1億台ですよ。これを、この2枚の紙で全て承知しろ、また聞いてみろっていったって、無理じゃないのか。少なくとも、この資料のつくり方、おかしいと思うよ。

4億4,500万円だって、さっき言った、じゃあ土地は県有地だから土地代は要らない。でも造成が幾らかかる。太陽光発電に対して器具の代金が幾らかかるって、そのぐらいいの明細がないのは、てんでおかしくない？

委員長、説明のできる範囲は説明があるものを、やっぱりつけてくれないと。端から、さっき齋藤委員が聞いたように、端から聞いていったら、ね。

こんなのわかるわけないじゃん。特に、その営業費用のところなんか、絶対わからないよ。じゃあ全部、あなたたち、ここで委員が待っていても、ここで端から聞くから、端から答えますか。いや、どうするのか、よく公営企業管理者、考えてよ。

白壁委員長 先ほど齋藤委員から2つの資料提出の要望、そして高野委員から詳細についての資料提出の要望がありました。皆さんにお諮りします。この件について、各委員が言われるように資料提出を求めてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

白壁委員長            ということで、資料提出を求めます。これについて、公営企業管理者。

後藤公営企業管理者   今、それぞれの委員からおっしゃること、全く反省するべきであります。具体的に今の委員長の御指示等も踏まえまして、より皆さんにわかりやすい資料を早速また整えまして御提出するような形で進めたいと思います。

白壁委員長            なお、明日も委員会でありますので、どこかの委員会の冒頭に、その資料提出をお願いしたいと思います。

高野委員              資料提出してもらいよりも、やっぱりもう1回、ちゃんとした形で企業局のこの委員会をやってもらうほうが。やっぱり、もう1回説明をしてもらわないと。  
だから、一番後ろへ回して、観光部が終わってから委員会をもう一度開催をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

白壁委員長            ただいま高野委員から、調査部課の変更についての提案がありました。皆さんの御意見を聞きたいと思います。御意見ありませんか。

（「よろしく申し上げます。賛成」の声あり）

白壁委員長            では、お諮りいたします。再度、企業局は最終日、観光部が終わった後での調査ということにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

白壁委員長            異議なしと認めます。よって、順序を変えて再調査することと決定されました。  
以上をもちまして企業局の予算に対する審査については、この程度にとどめて、本日は散会したいと思います。御苦労さまでした。

その他                ・本日は、農政部関係の審査で終了し、3月8日午前10時から、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係及び企業局関係について会議を開くこととして閉会した。

以 上

農政産業観光委員長 白壁 賢一